

# 横浜市介護老人保健施設連絡協議会会則

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本会は、横浜市介護老人保健施設連絡協議会と称する。

### (事務局)

第2条 本会の事務局は会長の所属する介護老人保健施設に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 本会は、介護老人保健施設の健全な発展に努めるとともに、会員相互の連携ならびに親睦を図り、広く横浜市の地域住民の保健・医療・福祉の増進に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次に掲げる事業を行なう。

- (1) 施設の運営管理全般についての情報交換に関すること。
- (2) 横浜市行政との連携を深めていくこと。
- (3) 施設職員の研修と親睦に関すること。
- (4) 関係機関及び団体の連絡調整に関すること。
- (5) その他目的達成に必要な事項に関すること。

## 第3章 会員

### (会員の資格)

第5条 本会の会員は、本会の目的に賛同して入会した施設を会員とする。また、会員の推薦により本会の承認を得られた施設を準会員とする。

### (入会)

第6条 入会は、別に定める入会申込書を会長に提出する。

### (会費)

第7条 会員は、本会が別に定める会費を納入しなければならない。

### (退会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、その旨を会長に届け出ることにより、任意に退会することができる。

2 会員が次の各号のいずれかに該当したときは、退会したものとみなす。

- (1) 施設が解散したとき。
- (2) 会費を1年以上滞納したとき。

## 第4章 役員

### (役員の種類)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 10名
- (4) 監事 2名

2 役員の設定員数は15名以内とする。

3 役員は、施設を代表する者とする。代表者は、理事長、施設長、事務長等、職位は問わない。

### (役員を選任)

第10条 役員は、総会において会員の中から選出する。

2 会長及び副会長は、理事の互選により定める。

### (役員職務)

第11条 本会の役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐して会務を掌理し、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けた時はその職務を行なう。
- (3) 理事は、理事会を構成し、会務の執行にあたる。
- (4) 監事は、本会の会計を監査する。

### (役員任期)

第12条 本会の役員任期は、次のとおりとする。

- (1) 役員任期は、2年とする。
- (2) 補欠によって就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
- (3) 役員は、再任されることができる。
- (4) 役員は、辞任又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまではその職務を行なわなければならない。

### (役員解任)

第13条 役員が、次の各号のいずれかに該当するときは、総会において会員の4分の3以上の同意により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、業務の執行に耐えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の業務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

### (顧問)

第14条 本会に顧問をおくことができる。顧問は、本会に功労がある者や学識経験者から理事会の承認を経て、会長が委嘱する。

## 第5章 会議

### (会議)

第15条 本会の会議は、総会及び理事会等とする。

### (総会)

第16条 総会は、定期総会と臨時総会とし、定期総会は年1回、臨時総会は必要に応じて開催する。

2 総会は、会長が招集し、その議長となる。

3 総会は、会員の過半数をもって成立するものとする。但し、所定の委任状をもって出席に代えることができる。

4 総会の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

5 総会は、次に掲げる事項について審議する。

(1) 会則の制定及び改廃に関すること。

(2) 事業計画、予算に関すること。

(3) 事業報告、決算に関すること。

(4) 役員を選任に関すること。

(5) その他協議会の運営に関する重要事項

6 臨時総会は、会長が判断した場合、又は緊急な重要案件について会員の3分の2の請求があった場合、会長が招集する。

### (理事会)

第17条 理事会は、会長が招集し、その議長となる。

2 理事会は、理事の半数以上の出席をもって会議を開き、議事は、出席理事の過半数で決するものとする。また、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

3 理事会は、次の事項について審議する。

(1) 協議会の運営に関する事項

(2) 総会に付議すべき事項

(3) その他必要と認めた事項

### (委員会)

第18条 会長は、事業の達成のため必要な部会や委員会を、理事会の議決を得て設置することができる。

2 会長は、部会や委員会を構成する委員を、会員又は会員以外の者に委嘱することができる。

## 第6章 事業計画等

### (事業年度)

第19条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

**(事業計画及び収支予算)**

第20条 本会の事業計画及び収支予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、会員の承認を得なければならない。

**(事業報告及び収支決算書類)**

第21条 本会の事業報告及び収支決算書類は、毎事業年度ごとに会長が作成し、監事の監査を経て、その年度終了後2ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。

附 則

この会則は、平成13年4月20日から施行する。

附 則 (一部改正)

この会則は、平成14年4月26日から施行する。

附 則 (一部改正)

この会則は、平成17年4月15日から施行する。